



政党・政策本位の政治の成熟化と統治機構改革
～「決断できる政治」の実現に向けて～

2012年5月

公益社団法人 経済同友会

【目次】

はじめに	1
「決断できる政治」の実現に向けた7つのポイント	2
. 1990年代の政治・行政改革の評価と現状の課題	3
1. 政治改革の評価と現状の課題	3
2. 行政改革の評価と現状の課題	3
. 「政党・政策本位の政治」の成熟化に向けて	4
1. 政党の使命と統治機能の強化	4
(1) 政党法・綱領の制定	4
(2) 政党の政策形成能力充実と政策形成における経済界の役割	5
(3) 次世代リーダーの育成と選抜	6
2. 「投票価値の平等」実現に向けて	7
(1) 「一人一票」に近づけるメカニズムの内包	7
(2) 選挙区割りの見直し	8
(3) 参議院についても格差の早期是正を	8
(4) 司法への働きかけ	9
3. 抜本的な選挙制度改革の方向性	12
(1) 第9次選挙制度審議会の早期設置による、衆参一体の選挙制度改革	12
(2) 「民意の集約」と「民意の反映」	12
(3) 投票率向上に向けて	13
. 内閣機能強化と統治機構のあり方	14
1. 政府・与党一元化と閣議の実質化	14
2. 国家戦略本部の創設	14
3. 国会に対する内閣の権限拡充	15
4. 議員立法のハードル引き下げ	16
5. 政権交代時代の行政機構	17
おわりに	18
委員名簿	19

はじめに

政党・政策本位で政権交代可能な政治を目指した 90 年代の政治改革の結果、小選挙区比例代表並立制導入後 5 回目となる 2009 年の総選挙において、わが国は戦後初めて二大政党間の政権交代を実現し、戦後政治の大きな転換点を迎えた。小選挙区比例代表並立制の導入から約 20 年、歴史的な政権交代から 2 年半を経た今、その総括と課題の明確化が求められている。

90 年代の政治・行政改革時には、政治・行政システムの透明性や公正性などの向上とともに、強力なリーダーシップの発揮により意思決定が迅速に行われるシステムに変えなければ、冷戦後およびバブル崩壊後の経済社会情勢の変化に即応し、国家の重要政策に対する的確かつ迅速な決断ができないという問題意識があった。

その後、欧米諸国のみならず新興国とのグローバル競争も激化する等、日本を取り巻く環境は大きく変化した。しかし、国内経済の成熟化、少子化・高齢化等に対応するための構造改革の遅れは、わが国経済・産業の国際競争力低下や公的債務残高の累増をもたらしている。

2009 年の民主党への政権交代は、日本社会を取り巻く閉塞感を打破してくれるのではないかという国民の期待に後押しされたものである。しかしながら、政権交代から 2 年半を経て、国民の政治不信は増長し、特に若年層の政治離れや将来への閉塞感は今までにない程高まっている。また、成長率の低迷や国債価格の急落など日本経済のリスクは主として政治的ガバナンスの低下によるものであり¹、いまや、決断できない政治そのものが、わが国の最大のリスクとなっている。

今、政治に求められているのは、「決断できる政治」を実現し、発言力・行動力ある国のリーダー（政治家）を創出することである。日本の強みを活かして国際的なプレゼンスを高める一方、国内では様々な分野における既得権を打破し、構造改革を推進することで、時代に適合した経済社会へと変えて行かなくてはならない。また、世代間・世代内格差を解消し、社会保障をはじめとする「負担の再配分」を実行する観点からも、今まで以上に説得力と強いリーダーシップが求められている。

このような状況を踏まえ、我々は「決断できる政治」を実現するため、ここに提言を取りまとめた。中でも早急に実現が求められるものとして、次の 7 つを提案する。

¹ 「首相交代が年 1 回増えるごとに、1 人あたり GDP 成長率は年 2 % 程度低下する」(Ari Aisen and Francisco Jose Veiga, “How Does Political Instability Affect Economic Growth?”, IMF Working Paper , January 2011)

「決断できる政治」の実現に向けた7つのポイント

1．政党法を制定し、政党力と統治機能の強化を

- 各政党は政治理念・ビジョンや国家の基本政策を示した綱領に基づいて活動し、政策立案・実行に向けて政党力と統治機能を強化する。そのためにも、「政党法」を早期に制定すべきである。

2．「一人一票」を目指し、次回総選挙は最大格差 1.5 倍未満で実施を

- 国会における審議と議決は、一人の国会議員に対し同数の主権者が控えているはじめて正統性を持つ。「一人一票」の実現に向けた第一段階として、次回総選挙は選挙区間格差 1.5 倍未満で実施すべきである。参議院についても「一人一票」が原則であり、定数配分の見直しに関する議論の早期活性化を求める。

3．格差是正がなされない場合、最高裁判所は「違憲無効判決」を

- 司法は、代表民主制の根幹である投票価値の平等について、立法の裁量に委ねるのではなく、十分な牽制機能を働かせるべきである。立法において格差是正がなされない場合には、司法は「違憲無効判決」を下すべきである。

4．インターネット投票および選挙運動の解禁と 18 歳以上への選挙権付与を

- 国民の政治意識を高めるとともに若者の投票を促すため、若年層の情報収集および投票に係るコストを低減させるインターネット投票と選挙運動を解禁すべきである。また、18 歳以上の国民に選挙権を付与すべきである。

5．「第 9 次選挙制度審議会」の早期設置を

- 選挙制度の抜本改革については、「第 9 次選挙制度審議会」を早期に設置し、当事者である政治家のみならず、国民各層の参加を得て議論すべきである。また、衆参両院一体での制度設計を行うことを求める。

6．内閣総理大臣の指導力を強化するため、国家戦略本部の設置を

- 現内閣官房を改組し、内政・外政の重要政策の中核となる国家戦略本部を創設する。予算編成の基本方針及び重点政策別・省庁別予算配分は、本部で策定・決定する。

7．国会運営における内閣の関与権限拡充と提出法案の修正機会拡大を

- 内閣提出法案については、両院の審議日程決定プロセスへの関与権限を内閣に付与し、計画的な審議日程の確立および国会運営の円滑化を図る。また、法案提出後の修正機会を拡大すべきである。

1．政治改革の評価と現状の課題

90年代の政治改革は「政党・政策本位の政治」の実現を目指し、候補者本位の選挙につながる中選挙区制を廃止した。また、右肩上がりの経済が終焉し、分配の政治から政策のフレームワークを選択する政治への変化に伴い、政権交代によって政策体系を変えるべく小選挙区比例代表並立制を導入した。さらに、政治倫理の徹底と政治資金の透明性確保に向け、1994年3月、政治資金規正法や政党助成法を含む、いわゆる「政治改革四法²」が成立した。

その後、小選挙区比例代表並立制の導入が目指した政権交代は、導入後5回目となる2009年の総選挙において実現し、有権者の投票行動も政党・政策本位へと変わりつつある³。しかしながら、二大政党の選挙区レベルでは、個人後援会、候補者本位の要素が残り、また政党行動がポピュリズム的な政策中心の競争になる等、所期の目的を十分達成したとはいえない。

政治の機能不全は過去の政治改革の失敗ではなく、政治の構造改革の不足によるところが大きい。特に、二大政党のガバナンス機能や政治家の資質、民意の公正な反映などが課題となっている。

2．行政改革の評価と現状の課題

橋本龍太郎政権は、21世紀に向けた経済社会システムの「変革と創造」を目指して6大構造改革を打ち出し、その1つとして掲げた行政改革（以下、橋本行革）では、「簡素で効率的な行政」の実現を目標に、内閣機能強化と中央省庁再編、規制緩和、地方分権、情報公開、特殊法人改革などを推進した。

その後、小泉純一郎政権は、橋本行革で導入された経済財政諮問会議をはじめとする内閣機能強化のための装置を活用し、首相のリーダーシップの下、縦割り行政の弊害を抑制し、内閣を中心とした省庁横断的な政策を実現した。

民主党政権は当初、「政治主導」の名の下、事務次官会議の廃止、政務三役中心の政策運営などを打ち出したが、要となる国家戦略局は設置できなかった。中途半端な政治主導は、行政組織の機能停滞、官僚の意欲低下を招くとともに、東日本大震災という危機への迅速な対応の妨げとなり、これを契機に官僚依存が強まった。

昨今の行革・歳出削減なき消費税率引き上げ等は、行政の肥大化をもたらしかねず、また各種構造改革は停滞状態にある。政官関係、そして中央と地方の関係を再度見直すとともに、依然残る縦割り行政の解消も含めた新たな行政改革が求められている。

² 公職選挙法の一部を改正する法律、衆議院議員選挙区画定審議会設置法、政治資金規正法の一部を改正する法律、政党助成法。

³ (財)明るい選挙推進協会が選挙の度に実施している意識調査における、「あなたは小選挙区選挙で、政党の方を重くみて投票しましたか、それとも候補者個人を重くみて投票しましたか」という質問に対する回答は、1996年の並立制導入以来、「政党」と答えた人の割合が顕著に増加している。また、並立制に対する評価についても、「個人本位の選挙から政党本位の選挙に変わった」とあるいは「政党の提示する争点が明確になった」という意見が多数を占めている。

1. 政党の使命と統治機能の強化

日本の政党力の評価は、スイス経営開発研究所（IMD）の世界競争力ランキングで2011年は26位（2010年は27位）と低い。特に、政府部門の競争力は59の国・地域中50位（同37位）、政治の安定性は55位と極めて低くなっている。政党力の低下は、自由民主党内における派閥間の政策論争が不活発になった90年代に始まり、ガバナンス機能の低下がこのような低評価の主因となっている。

国会運営の停滞など政治の機能不全は、特に二大政党の政党としての能力不足に起因する。政党政治の根幹である政党力を底上げするため、政党法を早期に制定すべきである。

ここで、我々の考える「政党力」は、以下から構成される。

政党力とは

- 確立した政治理念・政治ビジョンと明確な国の将来ビジョンの形成力
- 客観的かつ謙虚に民意を吸収する能力
- 全体最適かつ時間軸をも考慮した政策選択能力
- 社会の課題の発掘能力と政策立案能力
- 政策の説得力と実行力
- 党としての統率力と団結力

(1) 政党法・綱領の制定

次世代のリーダーをどう育てるか、どのように政策本位の党運営を進めて行くかといった政党のガバナンスに係る課題は、政治の重要課題として積み残されたままとなっている。小選挙区比例代表並立制が適切に機能せず、所期の目的が達成されていないことの主因は政党力の低下にあり、政党力の底上げと統治機能強化には、政党法の制定が欠かせない。

また、東西冷戦が終結しイデオロギー対立がなくなり、二大政党制とはいえ、両党の所属議員が依って立つ考え方の差異は不明瞭で、マニフェストの内容にも本質的な違いは見え難い。投票にあたり、有権者が政党間の政策の違いを見出せないことが投票率低迷の一因になっているとともに、ポピュリズム的な政策（バラマキ）により差別化を図る傾向があり、財政状況も一段と悪化している。各党の構成員が依って立つ考え方の基盤を明らかにし、有権者の的確な意思表示を可能にするため、各党は綱領を制定すべきである。

党員による抜本的な議論を経て制定された綱領を持つ政党は、その基盤が明らかになることから、党内の結束力に加え、国民への説得力も高まる。

各政党が政治理念・政治ビジョンおよび外交・安全保障や社会保障等、国家の基本政策を明示することにより、思想、信条、基本政策で一致する政治家同士が集い、対立軸の明確な新たな政党政治の枠組みをめざすことにより、政界再編が行われるべきである。

【制度改正 1】

「政党法」を制定し、政党力の底上げと統治機能強化を図る

< 政党法に規定すべき事項 >

- 党綱領の制定・公開
- 支部設置数の制限
- マニフェストに盛り込むべき事項、策定手順の規定・公開
- 政権獲得後のマニフェスト修正に必要な手続き
- 代表選挙のあり方、与党党首の任期
- 政党助成金の支給対象・管理のあり方、使途の公開
- 連立協議のあり方
- 候補者選定・比例代表名簿の順位付け過程の透明化
- 倫理規定

(2) 政党の政策形成能力充実と政策形成における経済界の役割

2003年の総選挙以降、選挙戦において各政党がマニフェストを提示することが定着したが、マニフェスト本来の役割・機能を果たすためには、策定過程の見直しと修正の度合いに応じた手続きをあらかじめ定めておくことが必要である。

まず、各党は綱領の制定等を通じて依って立つ考え方を明確にし、ポピュリズム的発想でないマニフェストの差別化を図らなくてはならない。有権者は最小の負担で最大の受益を志向しがちだが、近視眼的な“民意”におもねることなく、将来世代まで視野に入れた上で、あるべき受益と負担のバランスを国民に説くことも、政治に課せられた重要な使命である。

2009年の総選挙で提示されたマニフェストを受けて有権者が政権を託したにも関わらず、民主党が必ずしもマニフェスト通りの政策を実行していないことへの批判がある。従来、野党が行政の保有する情報にアクセスすることは容易でなかったため、初めて政権に就いた民主党が、策定当時その実現性を十分吟味できなかったことにも一因はあろう。しかしながら根本的には、一貫した政策理念に基づかない、ポピュリズム的発想に立った政策メニューの羅列だったことが、現在の政権運営の足を引っ張っており、まずは速やかに綱領の策定をすべきである。

また、政策本位の政治を実現する前提として、各政党にはリサーチを中心とした情報蓄積が必要であり、政党シンクタンクの活用や専門性ある人材の中途採用積極化等が必要である。

中でも経済政策については、近年、政治家の実体経済に関する理解が乏しくなっているという指摘も聞かれる。課題の山積するわが国が最適な政策決定を行うためには、あらゆる叡智・情報を集約するメカニズムを再建する必要があり、われわれ経済人も、国民経済的視点からより積極的に政治に働きかけ、政策決定に関与しなければならない。

(3) 次世代リーダーの育成と選抜

小選挙区制が導入されて約 20 年が経過したが、民主・自民両党とも、小選挙区制に適した人材発掘や各党の代表を輩出するプロセスを整えてはいない。

まず、政界への入り口となる候補者選びの改善が必要である。公募制も導入されてはいるが、本質的な意味での人材発掘・育成ツールを作り出したとは言えない。また、候補者の選定を党本部が行わず選挙区に任せるため、現職優先かつ現職が引退する際は世襲という傾向が強い。しかしながら国会議員は、あくまで全国民の代表であり、地域の代表ではない。各国会議員の国益・国民益を最大化しようとするインセンティブを高める観点からは、地域益との関わりは最小限とすることが望ましい⁴。

同時に、社会として政治家人材の裾野を拓げることも必要である。民主主義先進国と言われる英国では、政治は市民生活に身近なものであり、様々なバックグラウンドを持つ人材が立候補している。落選した場合には元の職場に戻れるという社会慣行も寄与しており、企業も立候補休暇制度の導入について検討を進めて行く必要がある。

当選後についても、自分で後援会を作り選挙を戦わせるという、昔ながらの個人選挙・個人後援会主義が強いため、政党交付金の配分や次の選挙の公認権は執行部にあるにもかかわらず、組織としての統制が十分とは言えない。

本来小選挙区制が目指した「政党・政策本位の政治」においては、有権者は政治家個人でなく政党を選択する。それにもかかわらず、依然政治家個人と選挙区との結びつきの中で選挙が行われているのは、小選挙区制に合わせたガバナンス改革を行って来なかった政党に主因がある。

政党はいかなる人材を育てるべきなのか。リーダーに求められる条件としては、将来ビジョンの構想力、 目線を低く客観的に観察する複眼思考、 全体最適を目指す政策構想力、 関係者を納得させる説得力、 危機に動じない胆力、 人々を惹きつける人格、 政策を確実に展開する実行力などが挙げられるが、これらは

⁴ 「少なくとも新人議員あるいは当選 2 回までの議員は出身地以外の選挙区から立候補することとし、政党政治家として訓練、育成することも一考に値する。その場合、立候補者による戸別訪問を認め、地域の市民と対話を図ることで、マニフェストの国民への浸透や立候補者のマニフェストへのコミットメントを図ることも考慮すべきである」(経済同友会『政党による政策本位の政治』の実現に向けて マニフェスト政治の確立と政治資金のあり方 』、2010年 2 月)

一朝一夕に身につくものではなく、これらの能力を備えた人材が閣僚として選任されなければならない。

政党には、次世代のリーダーを発掘・育成する工夫が必要であり、例えば幹部候補生を選抜・養成する人材登用システムの導入を検討すべきである。また、政策立案・形成・実行能力を鍛えるために、各党は若手政治家が現場経験を積むための機会を意図して増やすべきである。

加えて、政党の外側にも、国際社会における課題設定、解決策の提案、合意形成等の場面でリーダーシップを発揮する人材の育成機関が必要であり、近年増加している公共政策の専門大学院等が切磋琢磨し、より多くの政策人材とリーダー予備軍を輩出することが求められる。

党首を選抜する代表選挙・総裁選挙にも課題が多い。与党のリーダーを選ぶことは、一国のリーダーを選ぶことであるにもかかわらず、そのプロセスは非常に短時間で、世論調査に影響されたり、所属する国会議員にとって都合の良い人が選ばれるということが続き、結果として、2006年9月以降、5年半で6人の総理大臣が誕生している。例えば1年半～2年かけて行われる米国の大統領選挙では、セレクションの中で淘汰も進んでいく。わが国の代表選挙・総裁選挙にも、より長期的にセレクションを行うための仕組みを取り入れる必要がある。

2. 「投票価値の平等」実現に向けて

(1) 「一人一票」に近づけるメカニズムの内包

代表民主制を採用する以上、「投票価値の平等」は根幹にある。選挙および法律・予算の成立時においても多数決で決めるのが原則である。しかしながら、日本は「少数決」の国になっている。国会では多数決で物事が決まるが、主権者である国民に引き直すと、多数決で物事が決定しているとは言い難い。参議院議員(選挙区)の定数を、一票の価値の重い方から順に足しあげて行くと、有権者総数のわずか33%が参議院議員(選挙区)の過半数である74名を選び出していることがわかる。比例区を含めると若干薄まるが、それでも40%である。言い換えれば、国民の40%が参議院議員の過半数を送り出している。衆議院でも同様の計算をすると、小選挙区では有権者の40%が過半数の151人を送り出しており、比例区を加えても45%の有権者が衆議院議員の過半数を選んでいる。

一人の国会議員の背後に同数の主権者が控えていて初めて、その議員の国会における審議と議決が正統性を持つ。国会議員による多数決の背後には常に国民の多数が控えているような制度でなければならない。言い換えれば、投票価値における選挙区間の格差は2倍を下回れば良いというものではなく、限りなく「一人一票」に近づける努力を怠ってはならない。

2011年3月の最高裁判所大法廷判決で違憲状態とされた“1人別枠方式”を定

めている衆議院議員選挙区画定審議会設置法は、選挙区間の格差が2倍を越えなければ良いとしており⁵、“1人別枠方式”の廃止を含め、早急に改正すべきである。

【制度改正2】

「衆議院議員選挙区画定審議会設置法」第3条および第4条を改正し、一人一票が原則であることを明記するとともに、国勢調査結果公表の度（5年毎の簡易調査を含む）、限りなく一人一票に近づけるメカニズムを内包させる

(2) 選挙区割りの見直し

一人一票の実現に向けた第一段階として、2011年3月の最高裁判所大法廷判決で違憲状態とされた“1人別枠方式”を廃止すれば、都道府県間の格差は約1.6倍に縮小し、都道府県内の区割りを見直せば、選挙区間の格差も1.6倍に近い数字になる。また、現に2つ以上の選挙区に分割されている市・区が存在する中、都道府県という行政区画にとらわれることは合理的でなく、県境を跨いで区割りを行えば、議員定数の格差は大きく改善する⁶。同時に、インターネット投票の実現に向けた検討を加速させ、地勢、交通等の事情による区割りの制約を除去することも必要である。

(3) 参議院についても格差の早期是正を

参議院議員選挙（選挙区）の投票価値における選挙区間の格差は衆議院以上に大きく、2010年7月に実施された参議院議員選挙に係る選挙無効訴訟の審理が、昨年12月に最高裁判所大法廷に回付されている⁷。第二院が行政のチェックや決算の監視等、立法以外の機能を担っている場合は、人口以外の要素を考慮することが可能だが、現在の参議院は衆議院同様立法のために存在しているため、人口比例の原則は動かない。つまり、参議院についても一人一票が原則である。

⁵ 衆議院議員選挙区画定審議会設置法第3条第1項：前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

同第2項：前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、一に、公職選挙法第4条第1項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とする。

同第4条：第2条の規定による勧告は、国勢調査（統計法第5条第2項本文の規定により10年ごとに行われる国勢調査に限る。）の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に行うものとする。

⁶ 例えば、鳥取県と島根県を合わせて人口比例で議席を配分すると、各都道府県間の選挙区当たり人口格差は1.5倍未満となる。

⁷ 全国14の高等裁判所（8つの高等裁判所と6つの支部）における15の訴訟で、3件の違憲違法判決と12件の違憲状態判決が下されている。

参議院に設置された選挙制度協議会⁸において、今国会中に成案を得るべく努力する旨の合意がなされており、まずは現行制度を前提とした、選挙区選挙の定数配分の見直しに関する議論の早期活性化を求める。

(4) 司法への働きかけ

2011年3月の最高裁判決（2009年8月実施の第45回衆議院議員選挙を「違憲状態」とし、「一人別枠方式の廃止」を求めた）から1年以上が経過したが、小選挙区の区割りは依然見直されていない。

今後、「違憲状態」のまま選挙を行うことがあれば、最高裁判所は当該選挙を直ちに無効とするか、又は少なくとも一定期間経過後に選挙無効の効果を生ずるとの判決をすべきである。

1985年7月17日の最高裁判所大法廷判決（1983年12月18日施行の衆議院議員選挙に係る選挙無効訴訟）において、木戸口久治裁判官が反対意見で述べたとおり、「事情判決的処理がされたにもかかわらず、なお国会が議員定数配分規定の改正を行わないため、同一の違憲の議員定数配分規定に基づき選挙が行われたときは、もはやその選挙につき重ねて事情判決的処理を繰り返すことは相当でなく、この場合は多数意見の指摘するような憲法上若干の不都合が生ずることがあるとしても、原則どおり、当該選挙を直ちに無効とするか、又は少なくとも一定期間経過後に選挙無効の効果を生ずるとの判決をすべき」である。

また、2010年施行の参議院議員選挙に係る選挙無効訴訟が、2011年12月に最高裁判所大法廷に回付されているが、半数改選であることから、選挙無効としても混乱が生じる可能性は限りなく小さく、いわゆる事情判決の必要性は小さい。

最高裁判所はかねてより、憲法の要請である投票価値の平等に関わる選挙区割りについて、国会の広範な裁量を認めてきた。一人一票が原則であるところ、衆議院においては2倍を超え、参議院においては約5倍に上る格差をも“合理的な裁量の範囲を越えない”とし、また「違憲状態」との判決から1年以上が経過しても是正を行わない立法府に対しても無力であるとするれば、立法府に対する司法の牽制が十分機能しているとは言い難く、三権分立を適切に機能させる観点から、現行の最高裁判所とは別に、抽象的違憲審査も行う憲法裁判所の設置を検討すべきである⁹。

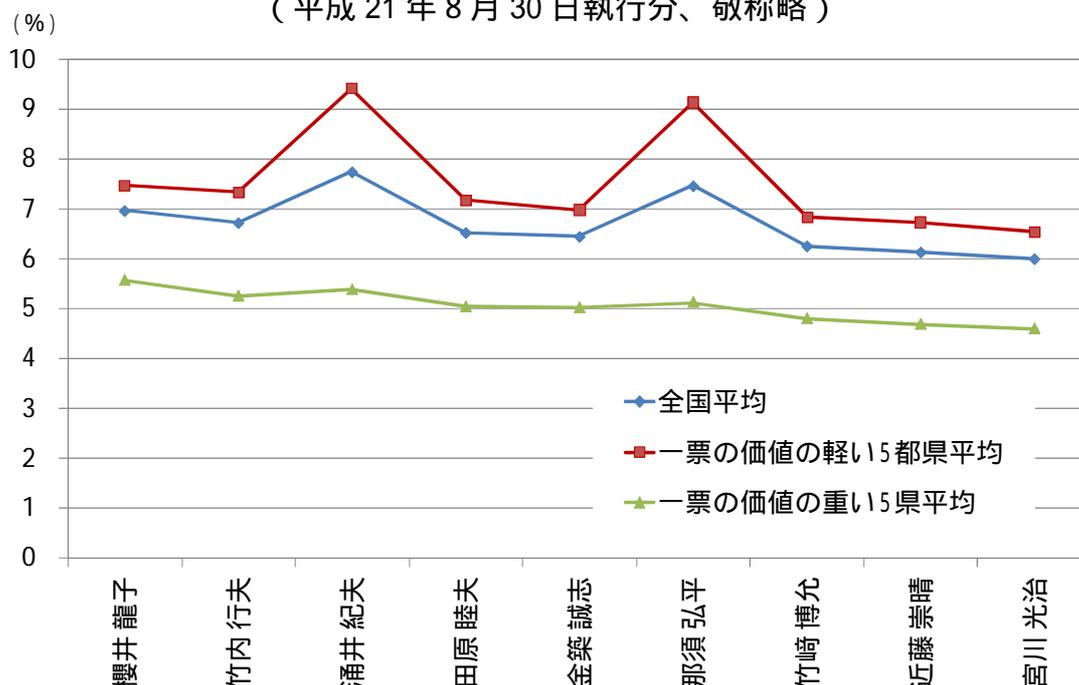
⁸ 平成25年の通常選挙に向けた参議院選挙制度改革について協議を行うため、選挙制度改革に関する検討会の下に設置された各会派の協議会。座長は民主党の小川敏夫参議院議員。平成23年12月14日に1回目の協議会が開催された。

⁹ 「最高裁判所とは別に、憲法問題を専門とする憲法裁判所を設け、『法の番人』としての司法の役割を強化していくことが望ましい」（経済同友会『自立した個人、自立した国たるために』、2003年4月）

下院の選挙区割りについて、諸外国の例を見てみると、日本が憲法制定時に範とした米国では、まず各州に人口比例で機械的に議席を配分し、州内で選挙区を分ける際には、州議会が法律を作って選挙区を決めている。本来は、主権国家である州の裁量の問題だったが、区割りを州に任せておくと定数配分が非常に偏るため、1960年代以降、連邦最高裁は“ equal representation for equal numbers of people ”、“ one man, one vote ” が正義の要請であり、「実務上可能な限り最大限」平等にしなければならないとして、州の選挙区割りに介入するようになった。また、ドイツでは裁判所が人口動向を見て選挙区割りを決めている。このように、投票価値の平等を実現するためには、当事者である立法府の裁量に委ねるのではなく、司法が十分な役割を果たさなければならない。

わが国においても、2009年8月の最高裁判所裁判官国民審査において、一人一票を原則としない判断を下した裁判官の罷免率が、一票の重みの軽い都県と重い県では大きく異なることから、司法が投票価値の平等について、より積極的な役割を果たすことを有権者が望んでいることがわかる（図1）。

図1：衆議院小選挙区の一票の重みと最高裁判所裁判官国民審査における罷免率
（平成21年8月30日執行分、敬称略）



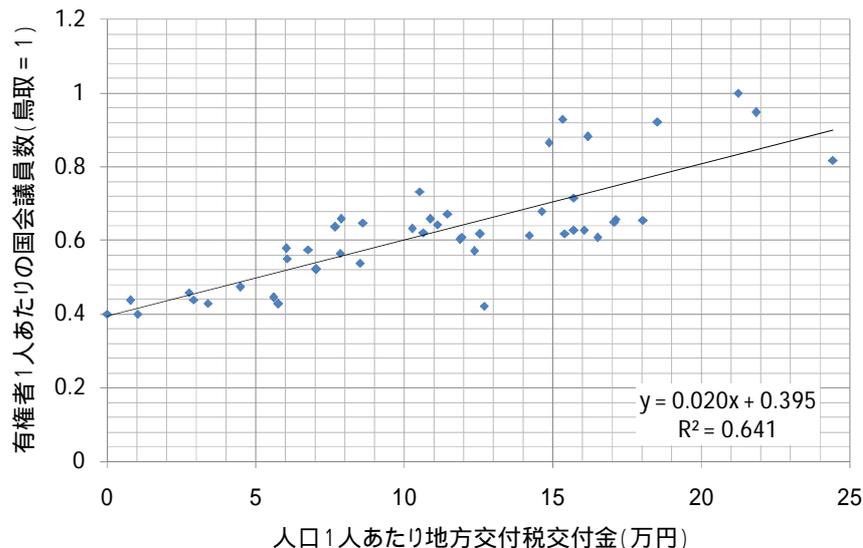
（注）「一票の価値の軽い5都県」とは東京都、神奈川県、愛知県、埼玉県、千葉県を、「一票の価値の重い5県」とは高知県、徳島県、福井県、佐賀県、山梨県を指す。

（資料）総務省『平成21年8月30日執行 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調』

「一人一票」でないことの弊害

現に投票価値に格差があるため弊害が起きている。高齢化率の高い地方の一票の価値が重いため、世代間格差を是正するインセンティブが小さく、かつ、地方が過大代表のため、TPP議論が進まない等、わが国が衰退に向かう政策が選択され続けている。例えば、一票の重みと地方交付税交付金の1人あたり交付額には正の相関がみられる(図2)。代表民主制という選挙制度が歪んでいるため、頼りになる政治家の層も薄くなっており、こうした政治・政治家の劣化が、社会の“閉塞感”へとつながっている。

図2：一票の重みと地方交付税交付金(平成22年度)



(資料) 総務省『国勢調査』『平成22年度都道府県決算状況調』ほか

日本国憲法の下で現在行われている政治は、コンセンサスが得られないと物事を決められない体制だが、参議院の1人区で各地方の実情だけを踏まえた人が政治家になり、その1人区の勝敗で参議院の勝敗が決まるため、参議院が賛成しないと何事も通らない体制になっている。これを、物事を決められる体制に変えるのが「投票価値の平等」実現である。

一人一票を実現すると、地方の意思が十分反映されなくなるという議論もあるが、憲法43条1項で規定されている通り、国会議員は地域の代表ではなく、全国民の代表である。また、現在の格差の下で地方が豊かになっているかと言えば、一部の既得権者が利益を得ているだけで、必ずしも地域の活性化には貢献していない。

達成すべき政策課題とそれを達成するための民主主義という手続きとは分けて議論すべきであり、例えば、過疎地対策という政策は極めて重要だが、それを達成するために過疎地出身の国会議員を多数送り出して民主主義の手続きを歪めることがあってはならない。本来、国会で議論されるのは国防、外交、経済などの国家的課題が中心であり、過疎地対策を活性化するために、自らの選挙区である地方の実情に通じた議員が多く参加することに合理性は見出せない。まずは、国政と地方政治の役割分担を明確にする必要がある。

また、少数派・弱者への配慮は議論の過程で行うべきであり、十分審議・討論し、最後は徹頭徹尾多数決で決めることが必要である。そして仮に多数決による結論が誤っていたとわかった場合は修正する、という民主主義のサイクルを作り上げなければならない。少数意見が次は多数意見になる可能性があることこそが、民主主義と独裁政治との違いである。

3 . 抜本的な選挙制度改革の方向性

(1) 第9次選挙制度審議会の早期設置による、衆参一体の選挙制度改革

国会議員の定数削減および選挙制度の抜本改革については、当事者である政治家のみならず、国民各層の参加を得て議論する必要があることから、第9次選挙制度審議会を早期に設置すべきである。

また、従来の選挙制度改革の議論や制度改正は衆議院と参議院が別々に行われてきたが、今後は両院一体で制度設計を行うことが重要である。特に参議院については、内閣や衆議院に対する権限が強いため、これを引き下げることで始めて、自由な構想の余地が生まれる。日本国憲法の下、本来参議院に予定されていた機能は、第一院の行動をチェックし、審議や立法権限の行使を慎重・公平なものにする、第一院とは異なる時期や方法で表明された国民の多様な意思を代表させる、解散等によって第一院の機能が失われたときに、国民を代表する機関を確保する、衆議院が数の府であるのに対し、参議院は国民の理性、良識の府である。しかし、現実にこれらの機能が十分果たされていないのは、両院の選挙制度が類似していることに一因がある。

参議院の選挙区選挙において、29の1人区の有権者数の合計は約3千万人で総有権者数の3割に満たないが、選挙結果では非常に大きなウェイトを占めている。2010年の参議院議員選挙における与野党の獲得議席差は33で野党が勝利したが、議席差のうち13議席が1人区で、16議席が比例区で付いており、1人区以外に住んでいる大多数の国民は、国政にほとんど影響力を発揮できていない。

加えて、第9次選挙制度審議会においては、選挙運動へのインターネットの活用¹⁰やインターネット投票の解禁に向けた制度設計¹¹も行うべきである。

(2) 「民意の集約」と「民意の反映」

完全小選挙区制を採用する英国においても、二大政党の得票率および議席占有率が低下しており、2011年5月には、第3党である自由民主党の主張する優先順位付き連記投票制への変更の是非を問う、下院の選挙制度改革に関する国民投票が実施された¹²。

¹⁰ 韓国の憲法裁判所は2011年12月、「投票日の180日前から投票日まで選挙に影響を及ぼす特定の行為を事前選挙運動と見なして禁止している公職選挙法第93条第1項に関し、情報通信網を利用してインターネットホームページまたは掲示板・チャットなどに文や動画などの情報を掲示したり、電子メールを送る方法が含まれると解釈する限り憲法に違反する」と判断した。

¹¹ まずは、電子投票の第2段階「指定された投票所以外の投票所においても投票できる段階」の実現が急がれる。

なお、野田総理は内閣衆質180第91号(平成24年3月2日)において、野田政権の電子投票制度の導入に関する質問主意書に対し、「国政選挙への電磁的記録式投票の導入については、選挙手続きの中核である投票方法の在り方の問題であり、また、国政選挙に電磁的記録式投票を導入する法案が過去において議員立法として提案された経緯もあり、各党各会派において十分に議論していただきたいと考えている」と答弁している。

¹² 国民投票の結果、優先順位付き連記投票制への変更は否決された。

近年、我が国においても、「民意の集約」よりも「民意の反映」を重視する議論が多く見られるが、連邦議会において小選挙区比例代表併用制を採用するドイツでも、緩やかとはいえ政権の軸となる二大政党がある。小党間の離合集散で政権が決まることは民主主義として望ましいとは言えず、政権選択を担う衆議院議員選挙については、「民意の反映」よりも「民意の集約」にウェイトを置いた制度設計が、参議院議員選挙については、真の良識の府を構成するにふさわしい人材を選抜する制度設計が必要である。

(3) 投票率向上に向けて

選挙権は重要な政治参加の機会であり、国民はそれを自覚し、一票を投じる必要がある。また、社会保障等の負担に関する世代間格差是正を進めるためには、若年層が投票に行くことが欠かせない。

我々経営者も従業員の政治意識・参画意識の向上に努めるが、諸外国では政党や議会が青少年の将来の政治参加に向け、政治に関わる権利と義務に関する教育に取り組んでおり、わが国においても初等・中等教育はもとより、地域においてもより積極的な取り組みが求められる。

同時に、若年層の投票行動を促す必要があり、選挙運動へのインターネットの活用やインターネット投票を解禁すべきである。これらは若年層の情報収集および投票に係るコストを大きく低減させ、投票を促す大きな効果が期待できることから早期検討を求める¹³。

また、国際的にも18歳から選挙権を付与する国が主流であり、高齢化先進国であるわが国も選挙権の付与年齢を引き下げるべきである。国民投票法における国民投票の投票権年齢は18歳と定められており、公職選挙法等の見直しが課題となっている。既に、「日本国憲法の改正手続に関する法律」の附則において、18歳以上20歳未満の国民が国政選挙に参加することができるよう、公職選挙法及び民法等の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるとされており¹⁴、18歳への引き下げは速やかに実行すべきである。

¹³ 「有権者の更なる政治参加のためには、マニフェストの配布制限の原則自由化とともに、選挙期間中のホームページの更新を認めるなどインターネット選挙運動を解禁すべきである。また、情報・通信時代に相応しい投票様式としての電子投票や、さらにはインターネット、携帯電話を活用したどこからでも投票できるシステムなど投票しやすい環境整備も併せて実施していく必要がある。また、米国のロビイング制度も参考にしながら、民間諸集団や地方自治体による行政府や政党・政治家に対する政策要望をインターネットに公開することで、国民や民間機関などによる分析・評価を可能にすることも検討されるべきである」(経済同友会『政党による政策本位の政治』の実現に向けて マニフェスト政治の確立と政治資金のあり方』、2010年2月)

¹⁴ 日本国憲法の改正手続に関する法律 附則 第3条第1項：国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法（明治29年法律第89号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

・内閣機能強化と統治機構のあり方

民主党連立政権は当初、「政治主導」体制に向けて事務次官会議の廃止や政務三役中心の政策運営などを打ち出した。しかしながら極端な官僚排除は政治家と官僚の相互不信を生み、政策決定プロセスが混乱するとともに、政府・与党の情報公開や説明責任に対する姿勢は後退した。東日本大震災後は、一転して「官僚依存」が高まり、民主党が掲げた「政治主導」は実現しないまま今日を迎えている。また、政府・与党における政策決定プロセスの不透明化等もあり、国会運営は円滑に進まず、国会の機能不全による真摯な政策論争の欠如などが国民の政治不信を招き、政権の不安定さと政治パフォーマンスの低下に拍車をかけている。

現野田政権になっても、自民政権時代以上に「官僚主導」「官僚依存」が進んでいるとの批判もある。まずは政治家と官僚が相互に信頼を回復することが必要だが、同時に国会と内閣の関係を定めた各種制度も見直さなければならない。

経済同友会はかねてより、マニフェスト政治の確立と内閣機能強化による政策の執行体制および政策・予算に対するガバナンス機能の整備を提案してきた。政権交代から約2年半を経た今、改めて「決断できる政治」の実現を支える統治機構のあり方を提言する。

1．政府・与党一元化と閣議の実質化

経済が成熟化し、さらなる少子化・高齢化が進展する中であっては、「負担の再配分」を避けて通ることはできない。負担の再配分を行う上で最も重要なのは、政治の説得力とリーダーシップである。

政治がリーダーシップを発揮するためには、政府・与党が一元化された下で、総理が説明責任を果たしつつ総合的な調整を行うとともに、支出項目に優先順位をつけて資源配分を是正することが欠かせない。そのためには、閣議を実質的な議論を踏まえた政策調整の場とすると共に、内閣を構成する閣僚は各省庁の代理人ではなく、総理の意思を実現するために行動するという意識改革が必要である。また、総理は重要政策の基本方針に合意し、その政策実現に全力で臨む人材を閣僚とすべきである。

2．国家戦略本部の創設

国民の信任を得たマニフェストを確実に執行するためにも、総理のリーダーシップを支える行政体制の構築、すなわち内閣官房機能の強化が急務である。また、内政・外政両面において政治が説得力とリーダーシップを発揮し、国際的なプレゼンスを高めるとともに、国内では様々な分野における既得権を打破し、構造改革を推進することで、時代に適合した経済社会へと変えて行かなくてはならない。

具体的には、現内閣官房を改組・強化し、「国家戦略本部」を創設すべきである。国家の重要政策の司令塔となる「国家戦略本部」は各省庁の上部組織と位置付け、

組織横断的な政策・予算の企画立案・総合調整を可能にする。また、本部内には、内政・外政の重要政策の中核となる「経済財政諮問会議」と「国家安全保障会議」を設置する。

その際、経済財政諮問会議については機能を強化して企画立案機関とし、諮問会議で策定される「予算編成の基本方針」等は閣議決定を行う旨を、国家戦略本部を設置する法律に明記すべきである。閣議決定された「予算編成の基本方針」を受け、国家戦略本部が重点政策別および大枠の省庁別予算配分を策定・決定する¹⁵。

加えて、組織横断的な資源の再配分をより円滑に機能させる観点から、総理の下で幹部人事を担う内閣人事局を内閣官房に設置し、主要な政策・予算・人事を内閣にて統括することが重要である。

なお、当面の対応としては、内閣府設置法に依拠した経済財政諮問会議というツールの活用や、現行の国家戦略会議を、成長戦略を中心とした経済政策のみならず、財政・税制課題をも取り上げる組織として法的に位置付けることも検討すべきである。

3. 国会に対する内閣の権限拡充

日本の制度では、参議院が衆議院に対して強いだけでなく、国会も内閣に対して強い立場にある。審議の順序が国会次第であるほか、国会の議論を受け、自ら提出した法案を修正した方が良いのではないかと内閣が考えても、衆議院議長と議院運営委員会に修正内容を諮り、承認された場合しか修正できない。さらに、いずれかの議院で議決された後は、もう一方の議院でどのような議論になろうとも内閣は修正・撤回を行うことができない。

事前審査はこうした法制度の下、国会審議の円滑化を図るための日本独自の政治慣行の一つであった。しかしながら、重要政策の審議は国会という開かれた場で行われることが基本であり、このような慣行は国会審議の形骸化や政治不信を助長する一因になっている。これを改めるには、まず政府与党一元化による政策決定が必要である。

現行選挙制度は基本的に、衆参両院が同様の構造になっているため、衆参ねじれ国会が常態化している。ねじれ国会は世界的も珍しくはない。ねじれを避ける方策を模索するよりも、民主党、自由民主党双方がねじれ国会に悩んだ経験を踏まえ、ねじれ国会においても重要法案を通すための両院の協議のあり方・膠着状態の打開策を見出すべきである¹⁶。

打開が困難なのは衆参両院の審議が形骸化しているためで、その根源は内閣が両院の審議に介入する権限を持たないことにある。諸外国と比較すると、日本の国会

¹⁵ 詳細は、経済同友会『中央政府の再設計』（2007年4月）および『マニフェスト時代の行政体制と“政策市場”の構築を～国民に透明な政策論争を示し、真の民主主義を実現する～』（2008年4月）参照のこと。

¹⁶ 例えば英国にはソールズベリー慣行がある。

は政治的なプロセスとしての計画性・予測性が低く、審議そのものよりも時間・手続きのネゴシエーションのウェイトが大きい。

効率的に政策を遂行するためには、会期不継続の原則を廃止することに加え、内閣が責任を持って提出法案の審議をリードできるよう、国会における法案審議の優先順位等の決定に内閣が関与できるようにする必要がある¹⁷。また、グローバルな存在感という観点から、大臣等が国際会議に出られないことのコストは大きい。

これらの問題を解決するため、国会法を改正し、審議日程決定プロセスへの内閣の関与を規定するとともに、内閣提出法案の修正機会を拡大すべきである¹⁸。

【制度改正3】

「国会法」第55条の2、第59条および第68条を改正し、

- 両院の審議日程決定プロセスへの内閣の関与
- 内閣提出法案の修正機会拡大
- 会期不継続の原則の廃止

を実現する

また、世界的に見ても日本の参議院ほど憲法で細かく規定され、内閣から独立した第二院はめずらしい。強制力はないとはいえ参議院は問責決議ができるが、内閣は参議院に対し何もできないという制度はかなり極端である。中長期的には、衆参両院それぞれが果たすべき役割を検討・整理した上で、議院内閣制との整合性という観点も踏まえた憲法改正が必要である。

4. 議員立法のハードル引き下げ

政治慣習の見直しも重要である。自民党の場合、所属議員が法案を提出するためには、幹事長、総務会長、政務調査会長、国会対策委員長の4人の了解を得なくてはならず、国会への法案提出は容易でない。これは、昭和27年に自民党の幹事長が国会事務局に申し入れて以来、慣習として今も続いているものだが、国会法にも議員が法案を提出する際に必要な賛成者の数に関する定めがあり¹⁹、議員立法のハードルを高くしているため、見直しが必要である。

¹⁷ 例えばフランスでは、憲法第48条第2項において、「4週に2週の本会議は、政府が議事日程への登載を求める原文の審議及び討論のために、優先的かつ政府が定めた順序により留保される」ことが規定されている。(三輪和宏「2008年7月23日のフランス共和国憲法改正」『外国の立法240』、2009年6月)

¹⁸ 国会法第55条の2第1項：議長は、議事の順序その他必要と認める事項につき、議院運営委員長及び議院運営委員会が選任する議事協議員と協議することができる。この場合において、その意見が一致しないときは、議長は、これを裁定することができる。

国会法第59条：内閣が、各議院の会議又は委員会において議題となった議案を修正し、又は撤回するには、その院の承諾を要する。但し、一の議院で議決した後は、修正し、又は撤回することはできない。

¹⁹ 国会法第56条：議員が議案を発議するには、衆議院においては議員20人以上、参議院においては議員10人以上の賛成を要する。但し、予算を伴う法律案を発議するには、衆議院においては議員50人以上、参議院においては議員20人以上の賛成を要する。

【制度改正 4】

「国会法」第 56 条を改正し、議員立法のハードルを下げる

5 . 政権交代時代の行政機構

行政機関法定主義を見直す必要がある。諸外国では、選挙で勝ったマニフェストを実現するために必要な統治体制を、内閣の裁量で作ることができる。欧州の議院内閣制国家では、省庁の設置もどのような行政機構を作るかも、政令または総理令で決めている。先進国の中で唯一、行政機関の設置について法定主義を採っているのが米国だが、大統領府の中の組織については全て大統領令で決定している。

日本では、各省設置法のみならず大臣の数まで法定されているため、大臣を 1 人増やすにも法改正が必要になり、ねじれ国会では大臣の増員ができない。実際、2009 年の政権交代時、民主党が政策の司令塔として掲げた国家戦略局の設置は未だ実現していない。政権が選挙によって国民に支持された政策を、責任をもって執行できるよう、行政機関の法定主義を見直し、政策実現に効果的な執行体制を機動的かつ柔軟に構築できるようにすべきである。

おわりに

日本の政治を変えなくてはならない。これは多くの国民に共通する危機感だろう。140年前に刊行された『学問のすすめ』にも「この人民ありてこの政府あるなり」との記述があるように、政治・政治家の課題はまさに我々国民自身の課題であり、“市民”と呼ばれる国民一人ひとりが、投票行動等を通じて自らの意思を実現させていくという社会的行動を身につけなければならない。

国民が選択した政策を実行する政治を実現するためには、広く国民が社会的課題への関心を高め、適切に参政権を行使することが不可欠であり、依然世論形成において影響力の大きいマスメディアが、政局報道に偏らず、健全なかたちでの権力の監視を行うことも重要である²⁰。

例えば、政治の停滞と政治不信増長の一因ともなりつつある“マニフェスト”については、政治家、メディア、有権者を問わず十分咀嚼できているとは言い難い。本来期待されたマニフェスト政治を実現するためには、まずは各党が依って立つ考え方の基盤について議論し、これを綱領として明文化する必要がある。これが骨格となり、そこに時宜に応じた課題に対応する具体的政策メニューを加えたものが、真に政権選択に資する“マニフェスト”となり得る。

マニフェストについては、われわれ経営者が一国民、一企業市民として評価・選択するのみならず、特に経済政策等に関する問題については、現状と課題の打開策について貢献できる余地も大きく、今後より積極的に政策決定に関与していく所存である。

「政党・政策本位の政治」「決断できる政治」を実現し、民主主義が機能した社会を実現するためには、政党法やマニフェスト、国家戦略本部をはじめとする内閣主導の装置などの政治インフラの整備が必要である。しかし、最も重要なのは、真に国益を考える高い教養と不撓不屈の精神をもつ政治家と、積極的に政治参加をする意識の高い国民、そして健全なメディアによる監視に他ならない。

「この人民ありてこの政府あるなり」。国民一人ひとりが、危機に直面するわが国と真摯に向き合い、将来の日本のために考え、選択し、行動すべき時にある。

以上

²⁰ 国民の政治意識の低さが視聴率に反映され、政局報道を促している面もあるが、マスメディアは、報道姿勢を転換することにより国民を啓発していく役割も担っている。

政治・行政改革委員会

(敬称略)

委員長

永山 治 (中外製薬 取締役会長 最高経営責任者)

副委員長

木川 眞 (ヤマトホールディングス 取締役社長)

車谷 暢昭 (三井住友銀行 常務執行役員)

富山 和彦 (経営共創基盤 代表取締役CEO)

野田 由美子 (プライウォーターハウス・パートナー, PPP・インフラ政府部門アジア太平洋地区代表)

蓑田 秀策 (KKRジャパン 取締役社長)

米田 隆 (西村あさひ法律事務所 代表パートナー)

委員

秋山 雅弘 (アルモニコス 代表取締役)

芦田 邦弘 (Ashida Consulting Co. 取締役社長)

井原 芳隆 (三井製糖 相談役)

上野 守生 (プロネクサス 取締役会長)

大井川 和彦 (シスコシステムズ 専務執行役員)

大江 匡 (プランテックアソシエーツ 取締役会長兼社長)

大枝 宏之 (日清製粉グループ本社 取締役社長)

大久保 和孝 (新日本有限責任監査法人 パートナー)

尾崎 弘之 (パワーソリューションズ 取締役)

小野 俊彦 (日新製鋼 相談役)

柿本 寿明 (日本総合研究所 シニアフェロー)

鹿毛 雄二 (ブラックストーン・グループ・ジャパン 特別顧問)

梶 明彦 (目黒雅叙園 取締役社長)

加藤 丈夫 (富士電機)

金澤 薫 (日本電信電話 取締役副社長)

叶谷 彰宏 (メリルリンチ日本証券 マネージングディレクター)

鎌田 英治 (グロービス 執行役員)

川 名 浩 一	(日揮 取締役社長兼COO)
神 崎 泰 雄	
河 野 栄 子	(D I C 社外取締役)
小 島 秀 樹	(小島国際法律事務所 弁護士・代表パートナー)
小 山 眞 一	(富士ゼロックスシステムサービス 取締役会長兼社長)
佐 竹 誠	(海外電力調査会 会長)
重 木 昭 信	(N T Tデータ 顧問)
篠 崎 雅 美	(日本航空電子工業 相談役)
清 水 雄 輔	(キッツ 名誉最高顧問)
下 村 満 子	(東京顕微鏡院 特別顧問)
陳 野 浩 司	
瀨 古 茂 男	(明電舎 特別顧問)
高 木 邦 格	(国際医療福祉大学 理事長)
高 橋 衛	(HAUTPONT研究所 代表)
多 田 幸 雄	(双日総合研究所 取締役社長)
橘 憲 正	(タチバナエステート 取締役会長)
團 宏 明	(情報通信総合研究所 理事長)
アド・リアス・ヨルネ・ダンパ・グ	(アド・メディア 取締役社長)
津 川 清	(OFFICE TSUGAWA 代表)
土 居 征 夫	(城西大学 イノベーションセンター長)
東 條 洋	(清水建設 専務執行役員)
富 田 純 明	(日進レンタカー 取締役会長)
鳥 越 慎 二	(アドバンテッジリスクマネジメント 取締役社長)
長 瀬 眞	(A N A総合研究所 取締役社長)
中 村 薫	(日本電子計算機 取締役社長)
西 浦 天 宣	(天宣会 理事長)
似 鳥 昭 雄	(ニトリホールディングス 取締役社長)
信 井 文 夫	(映像新聞社 取締役会長)
馬 田 一	(J F Eホールディングス 取締役社長)
畑 川 高 志	(オリバーワイマングループ シニア・アドバイザー)
畠 山 襄	(国際経済交流財団 会長)

林 明 夫	(開倫塾 取締役社長)
原 丈 人	(デフタ パートナース グループ会長)
原 田 滋	(高度技術社会推進協会)
坂 東 真理子	(昭和女子大学 学長)
平 田 正 之	(情報通信総合研究所 取締役社長)
平 手 晴 彦	(武田薬品工業 コーポレート・アドバイザー)
福 川 伸 次	(高度技術社会推進協会 顧問)
グレン・S・フクシマ	(エアバス・ジャパン 取締役会長)
堀 口 智 顕	(サンフロンティア不動産 取締役社長)
本 田 勝 彦	(日本たばこ産業 相談役)
増 田 宏 一	(日本公認会計士協会 相談役)
松 居 克 彦	(松居アソシエイツ 代表)
松 川 昌 義	(日本生産性本部 理事長)
水 嶋 浩 雅	(シンプレクス・アセット・マネジメント 取締役社長)
美 安 達 子	(電脳 取締役社長)
森 田 清	(第一三共 相談役)
安 田 育 生	(ピナクル 取締役会長兼社長兼CEO)
山 田 匡 通	(イトーキ 取締役会長)
チャールズD.レイク	(アフラック(アメリカファミリー生命保険) 日本における代表者・会長)

以上74名

事務局

菅 原 晶 子	(経済同友会 企画部 部長)
山 本 郁 子	(経済同友会 政策調査第1部 アソシエイト・マネジャー)